

始  
◀

特252  
602

## はしがき

此冊子は、負傷病者のありたる場合、現場で取り敢へず執るべき處置に就ての心得方を、鑛山監督局技師醫學士原田彦輔氏が書かれたもので、誰でも心得て居てもらいたいのは勿論であります。特に鑛夫諸君に讀んでもらふつもりで要點だけをなるべく簡易に説明してあります。尙稍詳しいものは、重ねて刊行するつもりであります。

發行所寄贈本

昭和三年九月

# 鑛山簡易救急心得

## 目次

- 一、救急處置一般心得.....一
- 二、創傷の救急處置.....三
- 三、出血の救急處置.....五
- 四、骨折又は脱臼の救急處置.....八
- 五、失神の救急處置.....一一
- 六、電擊の救急處置.....一二
- 七、傷病者の徒手運搬法.....一三
- 八、擔架運搬の心得.....一四

簡鑛山 救急心得

- (一) 負傷者や急病人の出來た時狼狽るな、又不謹慎に騒ぎ廻り  
救急處置の邪魔をするな。
- (二) 負傷の部位を發見することが必要である。
- (三) 負傷や病氣の容態を知り必要な手當をなせ。
- (四) 負傷者を必要に動かしてはならぬ、又不必要的手當をするな。
- (五) 負傷者の着物を脱がせるには平常の仕方ではいけない、創るな。

傷のない側を脱がせてから創傷のある側を脱がせねばならぬ、創傷が重症で脱がせ悪い時には着物を縫目から剪り裂け、又火傷などで皮膚に着物が膠著して居る時はその周囲で着物を

剪り取り無理に剥がすな。

(六) 出血に注意せよ、鮮血が噴出す時に止血を忘れてはならぬ。

(七) 骨折や脱臼を見落すな、骨折脱臼の疑ある時は副木綱帯をしてから患者を運べ。

(八) 失神に注意せよ、呼吸の絶えて居る時には直ぐに人工呼吸をなせ。

(九)

眼内に異物の竄入たとき眼を擦てはならぬ。

(十) 埋没者を掘り出すには續いて落盤や土砂崩の起らぬ様に先

づ支柱その他適當な處置をせねばならぬ。

(十一) 負傷者や急病人の出來た時協同從業者は互に手分して救急處置をすると同時に輸送の準備、醫局や事務所への通知を

迅速になせ。

(十二) 搬架その他輸送の準備が出來上る迄に救急處置は終らねばならぬ。救急處置をする爲に醫師の治療を遅らせてはならぬ。

## 二、創傷の救急處置

(一) 創傷に指その他不潔物を触れるな、消毒しないものには黴菌が着いて居る。

(二) 創傷や火傷は消毒ガーゼ又は昇汞ガーゼを貼て繃帶せよ。

(三) 創傷面を拭ふたり洗ふてはならぬ。創傷面の異物は創傷に指を触れず簡単に取れる場合の外は其の儘に繃帶したがよい。

(四) 火傷は赤く腫れただけでも部位が廣いと危険である、火傷の水疱は潰すな。

(五) 創傷の周圍や擦過傷には沃度丁幾を塗り消毒するがよい、創傷面には薬を附るな。

(六) 打撲傷や捻挫を無暗に揉んではならぬ。

(七) 繃帶の結目は眼球の上や骨折の創の上に作つてはならぬ。

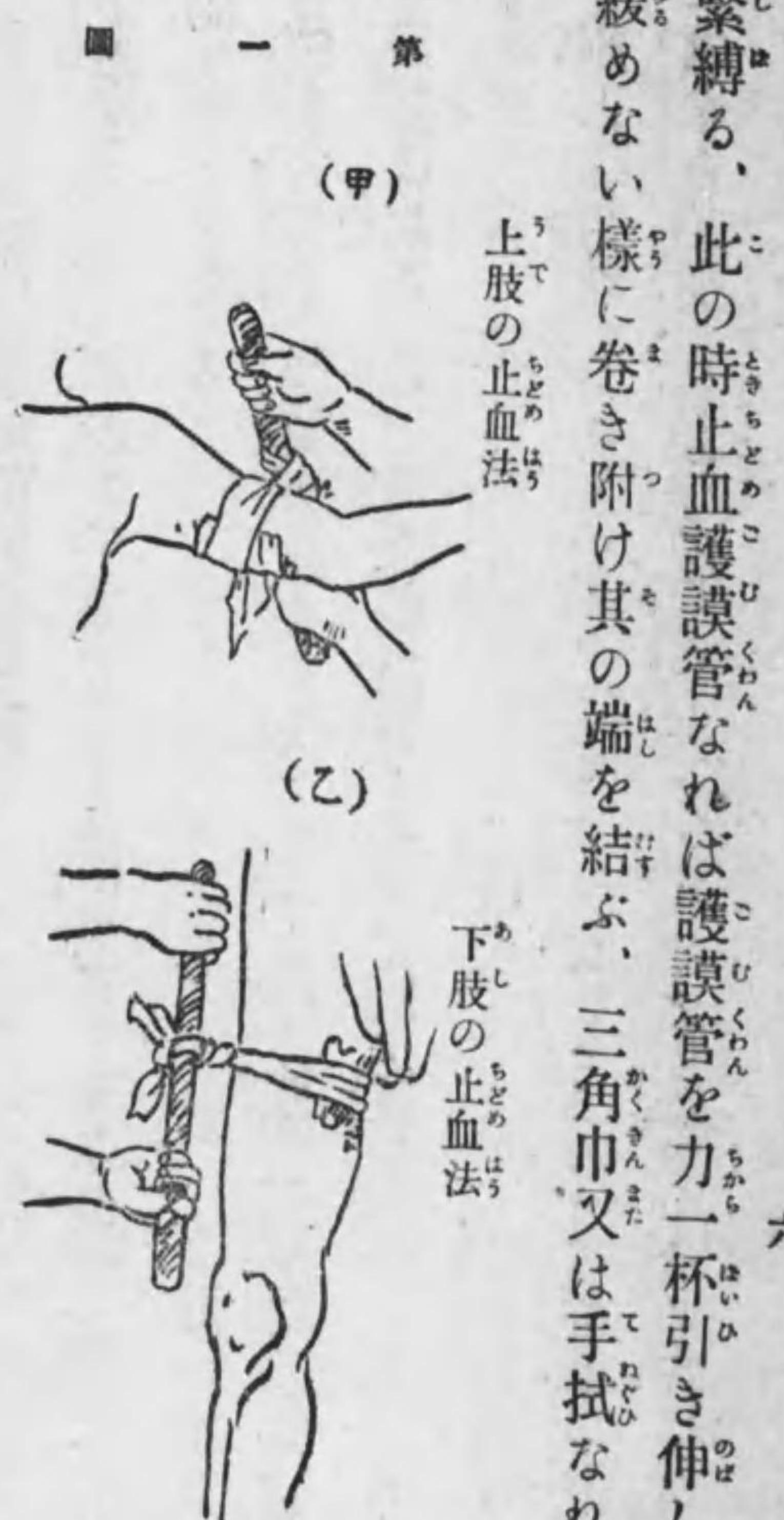
### 三、出血の救急處置

(一) 少量の出血 創傷の手當として消毒ガーゼを厚く當て少し強く繃帶すれば間もなく止まる。

(二) 稍多い出血 消毒ガーゼを厚く當て少し強く繃帶すれば暫時で血は止る、此の時血の出る上肢又は下肢を高く擧げるがよい。

(三) 劇しい出血 血の出る所より上で脈のある所を拇指で押へて血を止め尙止血護謨管又は三角巾、手拭等で上膊或は大腿

六  
を緊縛る、此の時止血護謨管なれば護謨管を力一杯引き伸して緩めない様に巻き附け其の端を結ぶ、三角巾又は手拭なれ



ば初めゆるく巻き兩端を結び其の輪の中に棒を通して之をね  
ち廻すと紐は漸次緊つて血が止まる、此の時棒が後もどりせ

ぬ様に別の紐で結び付けておく(第一圖)。

緊縛て止血する場合心得

- (1) 緊縛る場合は創傷より可成二三寸位上方でなければならぬ。
- (2) 前脇と下腿とは何程緊縛ても血は止まらぬ、上肢の出血には上脇、下肢の出血には大腿を緊縛らねばならぬ。
- (3) 創には消毒ガーゼを貼て繃帶する。
- (4) 止血緊縛は餘り長く其儘にして置くと害になる故緊縛てから二時間以上にもなりて醫師の治療を受け得られぬ時は一度緩めてやる、此の時創の上に消毒ガーゼを厚く重ねて

上から強く壓しつけて居る、若し尙劇しく出血時には暫して再度紐を緊めねばならぬ。

四、骨折又は脱臼の救急處置

(一) 骨折又は脱臼の時は其の上肢或は下肢は痛ひどく骨折又は脱臼の部位は曲り或は不<sub>可</sub>む。

骨折又は脱臼を確める爲めに患部を動かしてはならぬ。

骨折又は脱臼の曲り或は不<sub>可</sub>を整復してはならぬ。

(四)(三)(二) 創傷のある時又は劇しい出血時は先に創傷又は止血の處置をする。

(五) 骨折又は脱臼の患者は副木を當てずに動かしてはならぬ。

(六) 副木を當てる時皮膚と副木の間には綿その他柔いものを置かねばならぬ。

(七) 副木は骨折又は脱臼の動かぬ様にする爲めに當てるもので厚紙、板片、棒、藁束、簾等を使ふことが出来る。

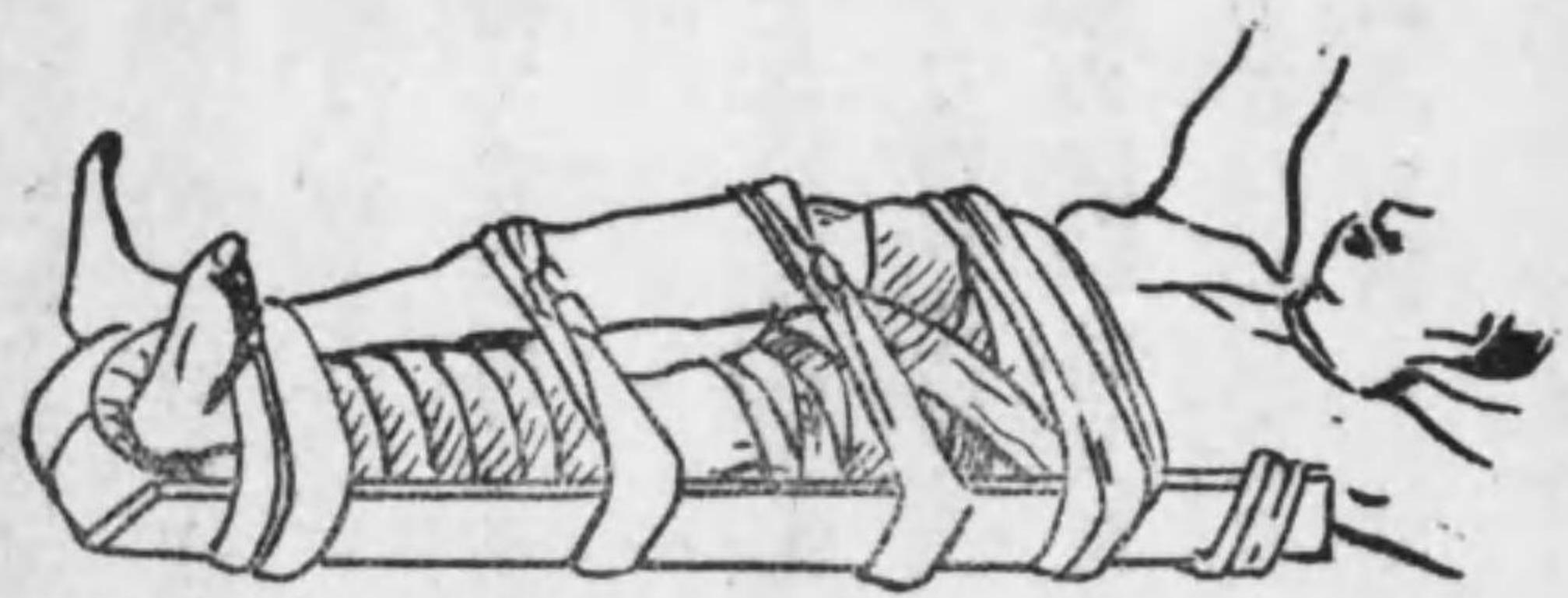
(八) 副木を縛るには骨折又は脱臼の部位の上と下で一二箇所以上縛らねばならぬ。

(九) 上縛の骨折には肘から肩に達く長い副木を外側に、少し短かい副木を内側に當る。

(十) 前脛の骨折には肘から指先に達く位の副木を内側(掌に當る側)に、少し短い副木を外側に當る(第一圖)。

圖三第

帶繩木副の折骨腿大  
いたうほ ぎへそ れおねほ・もとふ



圖四第

帶繩木副の折骨腿下  
いたうほ ぎへそ れおねほ・ねす



(第四圖)。

一一

(十二)

下腿の骨折  
ほねおれ  
には大腿の上方  
にはから腫に達く長  
い副木を外側  
に、少し短副木  
を内側に當る

(十一)

大腿の骨折には腋下から腫に達く長い丈夫な副木を外側に當て上の方は胴體に、下の方は兩下肢と一緒に縛る(第三圖)。

圖二第

前膊骨折の副木繩帶  
まへうでほねおれ そへぎ ほうたい



一〇

五、失神の救急處置。

一一

(一) 着物や帶を緩め空氣の流通のよい處に仰向に臥せ顔色の蒼白い時は頭を低くする。若し顔が赤ければ枕を高くする。

(二) 大聲で喚び醒し興奮薬(醋酸又はアンモニヤ水)を嗅がせる。

(三) 顔と胸に冷水を灌ぎ、上肢、下肢及び胴を心臓(左の乳の部分)に向け毛織物で摩る。

(四) 呼吸の弱い時又は絶えて居る時は人工呼吸をなす。人工呼吸の方法は現場係員その他救急法訓練者の指揮を受ける。

(五) 失神者が醒めた時は冷水又は赤酒を服せる。然し吐氣のあ

る間は飲物を與へてはならぬ。

(六) 失神者が吐く時には頭を横向にせねばならぬ。

六、電擊の救急處置

- (一) 高壓電流に觸ると電線に吸ひ着けられる、之を離すには先に電氣技術者に電流を斷て貰はねばならぬ。
- (二) 電氣技術者が近所に居す時は救助者は乾いた硝子、木、竹、毛布、又は羅紗服等の上に乗り自分の身體が地面に觸らぬ様にしてからゴム手袋をはめ又は乾いた毛布や羅紗服で自分の手を包み罹災者の着物を擗んで引離す。
- (三) 狂亂又は痙攣を發したものは静かに臥せて頭を水で冷す。

(四) 呼吸の絶えたものには人工呼吸をなし醒めたならば冷水、赤酒等を服せる。

(五) 電氣の火傷は普通の火傷と同じ手當をなす。

### (一) 低い坑道又は薄層炭坑切羽での運び方

直立出来ない様な低い架背の場合では患者を仰向に臥せ其の腋窩で帶又は紐を背後に通し適當な長で兩端を結び合せ、運搬者は患者をまたいで四つ匐ひとなり帶又は紐の輪の中に首を入れて匐行ながら運び出す、帶又は紐のない時は患者の兩手首を手拭等で縛り合せその中に首を入れて同様に匐行なが

### (二) 坐位の手運び

二人で運ぶ方法である。

運搬者は患者の兩側に居て患者の足に近い方の膝を地につけ両手を大腿と背後に當て、大腿の下に入れた手は互に握り合ひ、か手拭等の輪を握り合ひ、背後に當てた手は互に組み



低坑道の手運び道

合せて肩に當て、患者の両手を運搬者の肩に當てさせ一緒に徐々に起つ(第六圖)。

第六圖 座位の手運



## (三)

## 臥位の手運び

患者を仰向に臥せ、運搬者の一人は患者の股の間に後向に片

第七圖 臥位の手運



膝を地につけて蹠き両手で患者の兩脚の膣を抱き、一人は患者の頭の方に片膝を地につけて蹠き両腕を患者の兩腋下に差入れ頭を自分の胸につける様にして抱へ兩人一緒に徐々に立ち上る

(第七圖)



## (四)

## 横抱き手運び

下肢の骨折の時には前記の運び方は出来ない、此の時には運搬者二人又は三人は患者の一方の側に列び皆一様に患者の足に近い方の膝を地につけて躡き兩腕を患者の肩、腰、臀及び臍の下に入れ一緒に徐々に抱き上げる、此の時患者は手を運搬者の肩に掛けて自分を支へる様にする。若し患者が失神して居る時は運搬者は患者の胸、腹、腿の前面が自分の胸に着く様に抱き込まねばならぬ、運ぶ時の歩み方は皆一整に患者の足に近い方の側から踏み出して横に歩く(第八圖)。

## 八、擔架運搬の心得

(一) 患者を擔架に載せるには横抱き手運びの時と同様に患者を抱き上げ徐々に擔架に載せる、此の時患者の足を擔架の進む方に向けねばならぬ。

(二) 後頭、背後又は頸に創ある時は右下又は左下の横向に擔架に臥せ胴の後に丸めた着物等を當て支へて置く。

(三) 胸に創あるときは上半身を高くする、腹に創ある時は膝を曲げさせ臍の下に丸めた着物等を當て支へたがよい。

(四) 運ぶ時前の人は左足から、後の人は右足から踏み出し互違ひの歩み方をしたがよい。

(五) 坂を昇降するとき擔架は可成水平に保持せねばならぬ、若し擔架が水平に出來ぬ時は患者の頭が高くなる様にする、但し下肢の骨折ある患者では足の方を高くしたがよい。

昭和三年十一月一日印刷  
昭和三年十一月五日發行

發行人  
法人團社

日本鑛山協會

東京市京橋區木挽町九丁目  
商工省地質調查所内

振替口座 七八〇七八番

竹永喜一

東京市京橋區鈴木町二番地  
石丸祐正

東京市京橋區鈴木町二番地

東亞印刷株式會社

印刷所

印刷人

320

167

終

